

## 埼玉県危険物事故防止連絡会設置要綱

### (目的)

第1条 埼玉県内における危険物施設の事故防止の徹底を図るため、本県における官民連携の推進を図り、情報の交換、共通的な課題への対応策の検討、相互の取組への協力等を行うことを目的として、「埼玉県危険物事故防止連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 連絡会は次の委員をもって構成する。

- (1) 埼玉県危機管理防災部消防課長
  - (2) さいたま市消防局長
  - (3) 埼玉県消防長会予防危険物部会 ブロック代表消防長
  - (4) 公益社団法人埼玉県危険物安全協会連合会 ブロック代表者及び事務局長
  - (5) 埼玉県石油業協同組合 専務理事
  - (6) 一般社団法人埼玉県トラック協会 会長が指定する者
- 2 連絡会に座長を置き、座長は埼玉県危機管理防災部消防課長をもって充てる。

### (運営)

第3条 連絡会は、座長が招集し主催する。

- 2 座長は、連絡会の検討事項に関係のある団体等又は個人の出席を求めることができる。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が座長の職務を代理する。

### (実施事項等)

第4条 連絡会は、次の事項について情報交換及び研究・検討等を行う。

- (1) 「危険物等事故防止対策実施要領」に基づく危険物事故防止対策の推進に関すること。
- (2) 危険物施設に係る事故情報の共有化に関すること。
- (3) 危険物事故防止対策に係る研究・検討に関すること。
- (4) 危険物事故防止啓発活動の推進に関すること。
- (5) その他危険物事故防止に関すること。

(事務局)

第5条 連絡会の事務局は、埼玉県危機管理防災部消防課内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議の上、別途定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。